

	該当箇所	質 問	回 答
1	仕様書2(4)	今後、コロナ情勢やロシア・ウクライナ情勢等の悪化等の影響により、半導体不足やサプライチェーンの乱れが加速した場合、生産や納品に遅延が生じる可能性が御座います。社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか。また施設側のスポーツイベントや大会等の兼ね合いで調整困難な場合は工期延長等の別途協議は可能でしょうか。	仕様書8(1)のとおり、可能です。
2	仕様書3(4)	「市又は市民からの連絡受付のために、受注事業者の連絡先を設置するとともに、依頼に基づき本設備の修理ないし灯具交換を行うこと」とありますが、修理・交換対応等につきましては、受注者が物件の売主等に委託することを予定しております。この場合、「連絡受付のための連絡先」は委託先とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	仕様書のとおり「受注事業者の連絡先を設置する」ものとします。
3	仕様書3(5)	「契約期間終了後における事業者の設置した本設備の所有権の帰属については、市に無償で譲渡すること。」とあります。貴市への固定資産税の納付は免除との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書4(5)	10パターン以上のシーン設定は必須でしょうか。	仕様書のとおり、必須です。
5	仕様書6(2)	「賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において速やかに交換又は補修を行うこと。ただし、発注者の責による不具合については、この限りではない。」とありますが、発注者の責による不具合等の場合は、発注者の責任と費用負担で交換、補修を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書6(3)	修繕・交換費用が動産総合保険金額を超えた場合、超えた分については発注者の費用負担でよろしいでしょうか。	市の負担は考えておりません。
7	仕様書6(3)	「受注者は、照明機器設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、その保険により速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。ただし、地震による天災地変等の保険適用外の修理・交換等は、この限りではない。」とありますが、地震による天災地変等の保険適用外の修理・交換等の費用負担は発注者という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	仕様書7(4)	賃借料に含めるものとして「エ 損害賠償保険」との記載がありますが、工事期間中の第三者への被害を想定されてますでしょうか。工事期間中であれば、受注者が工事を委託する施工会社が工事にあたり加入している保険内容を提示すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、受注事業者が損害賠償保険の加入が必要です。
9	仕様書7(4)	賃借料に含めるものとして「エ 損害賠償保険」との記載がありますが、請負業者賠償責任保険の加入は必須でしょうか。加入が必須の場合、補償期間、補償範囲についてご教授ください。	損害賠償保険の補償期間については、設置期限日(令和6年2月29日)までとします。補償範囲については、委託業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任が生じた場合の損害を補償するものとします。
10	仕様書7(4)	賃借料に含めるものとして「エ 損害賠償保険」との記載がありますが、賃貸借期間中の損害賠償保険は必須でしょうか。加入が必須の場合、保証範囲についてご教授ください。	賃貸借期間については、加入不要です。
11	仕様書	設置予定の施設について、統廃合の予定はございますでしょうか。	予定はございません。
12	入札公告7	本件の契約書（案）を事前にご開示いただくことはできますでしょうか。	別添、契約書頭書(案)及び契約条項(案)のとおりです。
13	入札公告12(2)	「過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であるとき。」とありますが、過去2年間に賃貸借期間が満了した契約という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 同規模とは、今回の契約金額の概ね8割以上の金額を指します。